

平成30年5月16日

協力業者 各位

松井建設株式会社

松井建設グループのコンプライアンスの取組みについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今コンプライアンス違反に関し、日々報道で取り上げられると共にコンプライアンスへの関心が高まり、企業に対するコンプライアンスの取組みが強く求められております。

つきましては、松井建設グループで行っているコンプライアンスの取組みについてご案内致しますので、ご理解・ご協力賜ります様、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. コンプライアンスの取組みについて

松井建設グループではコンプライアンスの取組みについて、『信用日本一』の社是のもと、全ての役員及び従業員は「企業行動憲章」・「コンプライアンス行動指針」に則り、あらゆる違法的・脱法的行為を排除し、適法・適正行動を心がけております。

また「公益通報者保護管理規定」を設け、不正行為の未然防止・早期発見に努めており、コンプライアンス強化を重点課題として取り組んでおります。

協力業者様におかれましては、松井建設グループとの末永い健全なお付き合いをお願いすると共に、コンプライアンスの取組みについてご協力・ご理解賜ります様お願い申し上げます。

全従業員で協力業者様に対して行っている取組み

- ・金銭を要求する等の利益供与に関する行為はしない。
- ・会食やゴルフ、旅行等の接待を受けない。
- ・個人に対する贈答品（中元・歳暮を含む）を受け取らない。

等々

2. 協力業者様からの情報提供について

法令違反行為、接待の強要や現場内でのハラスメント等、松井建設グループの全従業員による不正行為について聞いた・見掛けた・持ち掛けられた場合は、「企業倫理・法令遵守ホットライン」のご利用をお願い致します（別紙参照）。

協力業者様からの情報提供・通報により、不正行為の未然防止・早期発見、健全な関係の維持・発展に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上

別紙

企業倫理・法令遵守ホットラインについて

1. 利用できる方

松井建設グループとの間でお取引のある協力業者様及びその従業員の皆様

2. 利用できる内容

- ①法令違反行為（工事代金支払遅延などの建設業法違反を含む）
- ②接待や贈答品の強要、ハラスメント等、当グループの全従業員による不正行為
（(例) 接待ゴルフの強要、取引でのキックバック、現場内でのパワーハラスメント）

3. 情報提供・通報先

電話・FAX・メール・郵送にて、ご連絡先を記入の上、下記窓口にお問い合わせ致します。
匿名での通報も可能です。その際にはご連絡先の記入は不要です。

- ・松井建設株式会社 本社コンプライアンス推進室長
 - ① 電話 03-3553-1999（内線番号：3110）
 - ② FAX 03-3553-1168
 - ③ メール report@matsui-ken.co.jp
 - ④ 郵送先 〒104-8281 中央区新川1-17-22
- ・吉川総合法律事務所（弁護士 ^{すがや}菅谷 雄一）
 - ① 電話 03-3291-8661
 - ② FAX 03-3291-8664
 - ③ メール sugaya@iijmio-mail.jp

4. 通報等の取り扱いについて

- ・情報提供・通報先は情報提供及び通報があった際には、弊社の本社コンプライアンス推進室に通知し、コンプライアンス推進室にて調査を行います。
- ・調査の実施に際し、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査の方法に十分に配慮致します。
- ・ご連絡先を記入された方のみコンプライアンス推進室から、調査についての進捗状況の通知について努めていきます。また、調査結果の報告について可及的速やかに報告致します。
- ・何人も通報者を探索する行為を禁止しております。
- ・コンプライアンス推進室は通報～調査完了後に通報者が不利益な扱いを受けない様、十分にフォローアップを行います

以上